

## 国立大学法人埼玉大学における経営等人材の確保及び育成の方針

令和3年12月20日  
学 長 裁 定

国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の経営及び教学運営を担う人材（以下「経営等人材」という。）を確保及び育成する方針を以下のとおり定める。

### 1. 経営等人材の確保及び育成に関する基本方針

本学が定める基本方針に則り、継続的に社会からの負託に応えていくため、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する経営等人材を、ダイバーシティを考慮しつつ、次に掲げる施策により計画的に確保及び育成する。

### 2. 経営等人材の確保を図るための施策

(1) 理事の選任に当たっては、担当する職務で求められる知識、能力および経験を有する適任者を登用する。また、本学以外の多様な分野における経験や知見を大学経営に活かすため、組織経営や各種活動において経験豊富な外部からの人材を理事に複数名配置する。

(2) 外部からの人材の登用にあたっては、多角的な視点での大学経営を図るため、専門的知識や経験等のバックグラウンドの異なる人材を登用することに留意する。

### 3. 経営等人材の育成を図るための施策

(1) 副学長および学長補佐の職務等の活用により、全学的な視座に立脚した分析および企画提案等を通じ、大学経営に参画する機会を設けることで、将来の経営等人材を育成する。

(2) 学部、研究科（以下「学部等」という。）においても、学部等の長を補佐する職務の活用により、将来的に学部等の長となる人材の育成を図る。

(3) 上記の外、経営に関する研修の実施等、経営等人材の育成に資する施策を不断に検討・実施するとともに、必要な措置を講ずる。